

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月13日
【会社名】	藤森工業株式会社
【英訳名】	FUJIMORI KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 布山 英士
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目1番1号
【電話番号】	03(5804)4221(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 管理部門管掌 佐藤 道彦
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川一丁目1番1号
【電話番号】	03(5804)4221(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 管理部門管掌 佐藤 道彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 70,007,500円 (注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の 開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規 定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 藤森工業株式会社 大阪支店 (大阪市中央区博労町二丁目4番11号(中博ビル))

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	20,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役及び委任型執行役員に対して、譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を付与するため、2022年7月13日開催の当社の取締役会の決議に基づき行われるものです。

当社は、2021年4月15日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月18日開催の第91回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

本制度においては、対象取締役は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を受けることとなります。本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内とし、年額100百万円以内とされております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の委任型執行役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。委任型執行役員に対する譲渡制限付株式の付与は、当社から金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を当社に現物出資させる方法により行います。

今般、当社は、2022年7月13日開催の取締役会において、対象取締役5名及び当社の委任型執行役員3名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式20,500株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本自己株式処分の現物出資財産とするため、当社から委任型執行役員に対して金銭報酬債権合計23,563,500円を支給いたします。

< 譲渡制限付株式割当契約の概要 >

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

取締役である対象役員は2022年8月3日（割当日）から当社の取締役の地位を退任する日までの間、委任型執行役員である対象役員は2022年8月3日（処分期日）から当社の取締役又は委任型執行役員を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、割当日又は処分期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、取締役である対象役員については当社の取締役の地位にあったこと、委任型執行役員である対象役員については当社の取締役又は委任型執行役員の地位にあったことをそれぞれ条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象役員が本役務提供期間において、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、取締役である対象役員については当社の取締役を退任した場合、委任型執行役員である対象役員については当社の取締役又は委任型執行役員を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、対象取締役に割り当てられた本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	20,500株	70,007,500	
一般募集			
計（総発行株式）	20,500株	70,007,500	

(注) 1. 本制度に基づき、対象役員に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る当社普通株式の公正な評価額の総額及び会社法上の払込金額の総額の合計額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本自己株式処分のうち、取締役を割当予定先とする自己株式の処分は、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）により行われるため、金銭による払込みはありません。また、本自己株式処分のうち、委任型執行役員を割当予定先とする自己株式の処分は、当社が委任型執行役員に対して金銭報酬債権を支給し、委任型執行役員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）により行われますが、その現物出資の目的とする財産は、本制度に基づく当社の第93期事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給される金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額（円）	内容
当社の取締役：5名	13,600株		
当社の執行役員：3名	6,900株	23,563,500	当社の第93期事業年度分金銭報酬債権

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
3,415		100株	2022年7月29日 ~2022年8月2日		2022年8月3日

- (注) 1. 本制度に基づき、対象役員に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、無償交付分については本自己株式処分に係る当社普通株式の公正な評価額、現物出資交付分については会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. また、本自己株式処分は、本制度に基づき無償交付の方法及び現物出資交付の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。
4. 申込期間内に割当予定先である対象役員から申込みがない場合は、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅し、当該対象役員との間では自己株式処分は行われません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
藤森工業株式会社 総務部	東京都文京区小石川一丁目1番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 本自己株式処分は、本制度に基づき無償交付の方法及び現物出資交付の方法により行われるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	0	

- (注) 1. 無償交付の方法及び現物出資交付の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき無償交付の方法及び金銭報酬債権を現物出資財産とする現物出資交付の方法により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第92期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
2022年6月17日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年7月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月20日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2022年7月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2022年7月13日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

藤森工業株式会社 本店
（東京都文京区小石川一丁目1番1号）
藤森工業株式会社 大阪支店
（大阪市中央区博労町二丁目4番11号（中博ビル））
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。